



しょうがいしゃぎゃくたいぼうし 障害者虐待防止センター

(障害者虐待防止センター機能を有する機関)

ところざわし 所沢市では、次の委託相談支援事業所等で、障害者虐待に関する、通報・届出の受理並びに相談
しえんとう おこな しょうがいしゃぎゃくたいぼうし 支援等を行う障害者虐待防止センター機能を果たしています。

いたくそだんしえんじぎょうしょ 委託相談支援事業所では、障害者虐待のほか、①生活全般についての相談 ②福祉サービスや
しゃかいしげん かつよう 社会資源を活用するための情報提供や助言 ③社会生活力を高めるための支援 ④ピアカウン
せりんぐ (障害の当事者同士による相談援助) ⑤権利擁護のための必要な援助 ⑥専門機関の
しょうがい しょうだん おこな しょうかい 紹介 などの相談も行っています。お気軽にご相談ください。

★社会福祉法人 安心会 所沢しあわせの里

所沢市東狭山ヶ丘5-916-3 Tel 2921-5566 fax 2921-6666

Eメール sodan@sato-t-siawase.jp

★社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 ところざわ障がい者相談支援センター

所沢市宮本町1-1-2 Tel 2929-1705 fax 2929-1712

Eメール t.shakyou-soudan@bz03.plala.or.jp

★社会福祉法人 藤の実会 生活支援ルーム「さぼっと」

所沢市北原町932-1 Tel/fax 2992-7888

Eメール sapotto@fujinomi.jp

★社会福祉法人 皆成会 地域生活支援センター「ぽぶり」

所沢市緑町4-7-13 安藤ビル1F Tel 2924-2255 fax 2924-3366

Eメール popuri@jcom.home.ne.jp

★社会福祉法人 所沢しいのき会 地域生活支援センター所沢どんぐり

所沢市北秋津790-2 Tel/fax 2993-8585

Eメール t-shien@pure.ocn.ne.jp

【所沢市】

★所沢市役所 障害福祉課 (身体障害者及び知的障害者)

所沢市並木1-1-1

Tel 2998-9116 fax 2998-1147

★保健センター 成人保健課 (精神障害者)

所沢市上安松1224-1

Tel 2991-1811 fax 2995-1178



ストップ! しょうがいしゃぎゃくたい 障害者虐待

ぎゃくたい め
~虐待をしないさせないみんなの目~



平成24年10月

ところざわしほけんふくしぶしょうがいふくしか せいじんほけんか
所沢市保健福祉部障害福祉課・成人保健課

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法とは

しょうがいしゃ たい ぎゃくたい しょうがいしゃ じえりつ しゃかいさんか
障害者に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加
にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点から障害者
ぎゃくたい ぼうし まうごしゃ しょうがいしゃ しょうがいしゃぎゃくたい
虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、「障害者虐待の
ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ い か しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」
という。)が成立し、平成24年10月1日から施行されます。



しょうがいしゃぎゃくたい おし 障害者虐待について教えて

たいしょう しょうがいしゃ 【対象となる障害者は】

しょうがいしゃぎゃくたいしほうほう しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく
障害者虐待防止法では、障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）
た しんしん きのう しょうがい もの
その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・
しゃかいせいかつ そうとう せいげん う もの しょうがいしゅてちょう しよじ かんけい
社会生活に相当な制限を受ける者とされており、障害者手帳の所持は関係ありません。

ぎゃくたい りんけい 【虐待の類型は】

- ① しょうごしゃ しょうがいしゃぎゃくたい
養護者による障害者虐待
かぞく しょうがいしゃ ようご もの ぎゃくたい
家族など、障害者を養護する者による虐待をいいます。
- ② しょうがいしゃふくしせつじしゅうじしやとう しょうがいしゃぎゃくたい
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
しょうがいしゃふくしせつや ふくし じぎょうしよ はたら しょくいん ぎゃくたい
障害者福祉施設や福祉サービスの事業所で働いている職員からの虐待をいいます。
- ③ しょうしや しょうがいしゃぎゃくたい
使用者による障害者虐待
しょうがいしゃ こよう じぎょうぬしまた けいえいしやとう ぎゃくたい
障害者を雇用する事業主又は経営者等からの虐待をいいます。

ぎゃくたい しゅるい 【虐待の種類は】

- ① しんたいてきぎゃくたい
身体的虐待
しょうがいしゃ しんたい がいしやう しょう もし しょう お ぼうこう また せいとう りゆう
障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく
しんたい こうそく
身体を拘束すること。
- ② せいてきぎゃくたい
性的虐待
しょうがいしゃ こうい また しょうがいしゃ こうい
障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。
- ③ しんりてきぎゃくたい
心理的虐待
しょうがいしゃ たい いちじる ぼうげん いちじる きよぜつてき たいおうまた ふとう さべつてき げんどう た しんりてき
障害者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他心理的
がいしやう あた げんどう おこな
外傷を与える言動を行うこと。
- ④ ほうき ほうにん
放棄・放任（ネグレクト）
しょうがいしゃ すいじゃく いちじる げんしよまた ちょうじかん ほうち
障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置。
- ⑤ けいざいてきぎゃくたい
経済的虐待
しょうがいしゃ ざいさん ふとう しよぶん また しょうがいしゃ ふとう ざいさんじやう りえき え
障害者の財産を不当に処分する又は障害者から不当に財産上の利益を得ること。



しょうがいしゃぎゃくたい ふせ 障害者虐待を防ぐために

そうきはっけん そうきたいおう 【早期発見・早期対応】

しょうがいしゃぎゃくたい たいおう もんだい しんこくか まえ そうき はっけん しょうがいしゃ ようごしやとう たい しえん
障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し障害者や養護者等に対する支援
かいし じゅうよう
を開始することが重要です。

しょうがいしゃぎゃくたい しょうがいしゃ たい じゅうだい けんりしんがい じゅうみん ひとり ぎゃくたい かん
障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民ひとり一人が虐待に関する
にんしき ふか しょうがいしゃぎゃくたい ふせ だいいちほ
認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となります。

しょうがいしゃふくしせつ がっこう いりようきかん ほけんじよ た しょうがいしゃ ふくし ぎょうむじやうかんけい だんたい じゅうじ
障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他、障害者の福祉に業務上関係のある団体に従事
する者は、職務上、障害者虐待を発見しやすい立場にあることから虐待の早期発見に努めてく
ださい。

ぎゃくたい つうほうぎむ とどけで 【虐待の通報義務・届出】

しょうがいしゃぎゃくたい はっけん ひと しょうがいしゃぎゃくたいぼうし つうほう ぎむ
障害者虐待を発見した人は、障害者虐待防止センターに通報する義務があります。
また、虐待を受けた障害者は、障害者虐待防止センターに届け出ることができます。

ぎゃくたい おも 【虐待かなと思ったら】

ぎゃくたい がわ じかく と じかく
虐待をしている側の自覚は問いません、自覚がなく
しょうがいしゃ くつう かん せいかつじやうこんなん じやうきやう
ても障害者が苦痛を感じたり、生活上困難な状況に
お ばあい ぎゃくたい かのうせい
置かれている場合は虐待の可能性がります。

また、障害者本人の自覚も問いません、障害の特性
じぶん から自分のされていることが虐待だと認識できない
ばあい
場合があります。

ぎゃくたい ちょうきか しんこくか まえ ぎゃくたい おも
虐待が長期化したり深刻化する前に虐待かなと思
ったらしょうがいしゃぎゃくたいぼうし そうだん
たら障害者虐待防止センターに相談してください。

しょうがいしゃぎゃくたいぼうし りめん きさい
※障害者虐待防止センターは裏面に記載しています。

